

真岡市介護支援専門員処遇改善事業補助金のご案内

真岡市では、介護支援専門員の離職防止と入職促進を図るため、「介護支援専門員処遇改善事業補助金」を交付します。

対象となる居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所におかれましては、本補助金を積極的にご活用ください。

1. 補助金の内容

真岡市内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対し、以下の金額を上限に、事業所に勤務する介護支援専門員への給与の上乗せ額を交付します。

※申請前に給与を支給していただく必要があります。

- ① 月に128時間以上勤務している方
→ 1人当たり月額9,000円
- ② 月に64時間以上128時間未満勤務している方
→ 1人当たり月額4,500円

2. 対象の事業所

市内の「居宅介護支援事業所」及び「介護予防支援事業所」

3. 対象の期間

令和7年4月から令和8年3月までの期間

4. 補助金申請・交付の流れ

- ① 事業所から介護支援専門員へ毎月、給与上乗せ額の支給(処遇改善を実施)
※やむを得ない場合は、複数月分をまとめて支給も可
- ② 事業所から真岡市高齢福祉課へ6か月分の処遇改善補助金の申請書を提出
※年2回(10月、3月)を予定(改めてご連絡いたします。)
- ③ 真岡市から事業所へ6か月分の補助金を交付

5. 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼実績報告書(様式1号)
- ② 支給対象者一覧表(様式2号)
- ③ 介護支援専門員の勤務時間の実績が確認できる書類の写し
(勤務時間実績表、タイムカード等)
- ④ 処遇改善について介護支援専門員に支給した実績が確認できる書類の写し(給与明細等)

6. 補助の対象となる者

① 真岡市内の

- ・居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員
 - ・介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員
- ※派遣労働者は対象になりません

② 真岡市へ「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の届出がされていること

③ 勤務時間が「月128時間以上」または「月64時間以上かつ月128時間未満」で、「居宅介護支援」または「介護予防支援」の業務に従事していること

<勤務時間の考え方>

・居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所以外の勤務時間は算定することができません。

・有給休暇、法人で定める法定外休暇(夏季休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇等)は、勤務時間とみなすことができます。

・時間外労働、休日労働、期間を単位とする休業(病気休暇、育児休暇等)は、勤務時間に算定することはできません。

7. 留意事項

- ① 補助金の交付を受けることを前提にして、従来の賃金水準を低下させないでください。
- ② 原則、毎月処遇改善を実施するものとし、給与の上乗せ支給を実施してください。
※やむを得ない場合は、複数月分をまとめて実施しても差し支えありません。
- ③ 交付された補助金全額が処遇改善手当(給与)に充当するように、処遇改善を実施してください。なお、補助対象となる介護支援専門員以外に補助金の一部を分配することはできません。
- ④ 本補助金を事業所の運営費とする等、職員の給与に反映しない場合や交付条件に反した場合、補助金の交付目的にそぐわないと本市が判断した場合は、補助金を返還してもらう場合があります。
- ⑤ 詳細については「真岡市介護支援専門員処遇改善事業補助金交付要綱」や「Q&A」をご確認ください。ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

<担当> 真岡市 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係 電話 83-8094